地方税法施行令の一部を改正する政令

新旧対照条文

○地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)

1

(繰上徴収の告知の手続)	(繰上徴収の告知の手続)
第六条の二の二略	第六条の二の三略
(滞納処分費の納付の告知の手続)	(滞納処分費の納付の告知の手続)
ものとした場合の価額とする。	ものとした場合の価額とする。
項に規定する自動車等の引渡しと同時にその代金の全額の受渡しを行う第一条の1 浴第十一条の1 第一項に規定する呼音で気める名に 同	項に規定する自動車等の引渡しと同時にその代金の全額の受渡しを行う 第7条の二の二 沿第十一条の十第一項に規定する遅くで気める名に 同
等の譲渡価額)	
	(株式会社等の取引の範囲)
改正前	改正後

第六条の二の四略

(譲渡担保権者の物的納税責任に関する告知等)

第六条の七略

2及び3 略

| 法第十三条の二第三項の規定による告知について準用する。 | 4 第六条の二の四の規定は、法第十四条の十八第四項において準用する

5及び6 略

(法人課税信託等の併合又は分割)

第七条の四の三 信託 他の信託若しくは新たな信託 場合には、 げる信託 項において同じ。)のうち法人税法第二条第二十九号の二イ又はハに掲 十四条第一項第四号の二に規定する法人課税信託をいう。次項及び第四 に移転する信託をいう。 人課税信託とみなして、 (信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託 (以下この項において「特定法人課税信託」という。) である 当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割 法第二章第一節の規定を適用する。 次項において同じ。)が法人課税信託 (特定法人課税信託を除く。 は、 (法第二 特定法

2 4 略

(総所得金額の算定の特例)

第七条の十の五 法第三十二条第二項の規定により同条第一項の総所得金

第六条の二の三 略

(譲渡担保権者の物的納税責任に関する告知等)

第六条の七 略

2及び3 略

法第十三条の二第三項の規定による告知について準用する。
4 第六条の二の三の規定は、法第十四条の十八第四項において準用する

5及び6 略

(法人課税信託等の併合又は分割)

第七条の四の三 信託 他の信託若しくは新たな信託 場合には、 げる信託 ―において同じ。) のうち法人税法第二条第二十九号の二イ又はハに掲 十四条第一項第四号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この条 に移転する信託をいう。 人課税信託とみなして、 (信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託 (以下この項において「特定法人課税信託」という。) である 当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割 法第二章第一節の規定を適用する。 次項において同じ。)が法人課税信託 (法人課税信託 を除く。 は、 (法第二 特定法

(総所得金額の算定の特例)

2 \ \ 4

略

第七条の十の五 法第三十二条第二項の規定により同条第一項の総所得金

条第一 三号中 のは により読み替えられた同法」として、これらの規定の例によるものとす その例によることとされる所得税法第三十五条第四項」 場合を含む。 の三第 第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは 第九号に規定する扶養親族」 する合計所得金額」 額を算定する場合には、 (昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条第一項第十三号に規定 項第三十号 同法」とあるのは「ついては、 一項中 項第七号に規定する同一生計配偶者」と、 地方税法 所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とある) 」とあるの 「同条第四項 (定義) (昭和二十五年法律第二百二十六号) と に規定する合計所得金額」とあるのは 租税特別措置法第四十 所得税法第三十五条第四項第一号中 は (同法第百六十五条第一項において適用する と 「地方税法第三十二条第一 地方税法施行令第七条の十の五の規定 同項第四号中「所得税法第二条第一項 同法第四十一条の十五 条の三の 「地方税法第二十三 第二十三条第一項 と 一項の規定により +「ついては 「第二条第 「地方税法 第四 項第

(非居住者期間を有する所得割の納税義務者の課税標準の算定

第七条の十一略

る

2 のは 第十三号に規定する合計所得金額」 百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一 前項の規定により 「第二条第 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 項第三十号 同 項 の総所得金額を算定する場合には、 (定義) と に規定する合計所得金額」 租税特別措置法第四十一条の三 第二十三条第一項 所得税法第 とある

> る。 場合を含む。 のは により読み替えられた同法」として、これらの規定の例によるもの その例によることとされる所得税法第三十五条第四項」と、 の三第一項中 条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、 第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは 第九号に規定する扶養親族」 뭉 する合計所得金額」と、 額を算定する場合には、 (昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十三条第一項第十三号に規定 項第三十号 同法」とあるのは「ついては、 中 地方税法 「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族」とあ)」とあるのは 「同条第四項 (定義) に規定する合計所得金額」とあるのは (昭和二十五年法律第二百二十六号) 租税特別措置法第四十 所得税法第三十五条第四項第一 (同法第百六十五条第一項において適用する と 「地方税法第三十二条第三 地方税法施行令第七条の十の五 同項第四号中 「所得税法第二条第一 同法第四十一 条の三 「地方税法第二十三 第二十三条第一 号中 一項の規定によ 一の三第四 「ついては 条の十五 地方税法 第二条第 一の規・ 項 第三 項 項

(非居住者期間を有する所得割の納税義務者の課税標準の算定

第七条の十一略

2 号中 のは 第十三号に規定する合計所得金額」と、 百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四 前項の規定により 第 地方税法 二条第 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 項第三十号 同項の総所得金額を算定する場合には、 (定義) に規定する合計所得金額」 租税特別措置法第四十一条の三 第二十三条第一項 所得 税法第 とある |項第一

の 十 一 の規定の例によるものとする。 二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これら 中 により読み替えられた同法」と、 法」とあるのは「ついては、 により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、 おいて適用する場合を含む。 四十一条の十五の三第一 方税法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、 法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは 二十三条第一項第九号に規定する扶養親族」と、 養親族」とあるのは 「法第三十五条第四項」とあるのは 第四 項第三号中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶 「地方税法 項中)」とあるのは 地方税法施行令第七条の十一第二項の規定 「同条第四項 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 所得税法施行令第二百五十八条第二項 「地方税法施行令第七条の十一第 (同法第百六十五条第一項に 「同法第百六十五条の規定 同項第四号中「所得税 「ついては、 同法第 地地 第 同

3 略

(法人の道府県民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例)

(法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。次条において同額(次項及び次条において「還付対象欠損金額」という。) (中間期間第八条の二十三の二 法第五十三条第二十六項に規定する還付対象欠損金

じ。)において生じたものを除く。次項において同じ。)の生じた事業

年度

七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る後最初に終了する事業年度について法人税法第

二項の規定により読み替えられた法第三十五条第四項」として、これら 中 により読み替えられた同法」と、 二十三条第一項第九号に規定する扶養親族」と、 の規定の例によるものとする。 法」とあるのは「ついては、 により準ずることとされる同法第三十五条第四項」と、 おいて適用する場合を含む。 四十一条の十五の三第一項中 方税法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者」と、 法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるの 養親族」とあるのは の三第四項第三号 「法第三十五条第四項」とあるのは 中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶 「地方税法)」とあるのは 地方税法施行令第七条の十一 「同条第四項 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 所得税法施行令第二百五十八条第二項 「地方税法施行令第七条の十一 (同法第百六十五条第一項に 「同法第百六十五条の規定 同項第四号中「 「ついては、 第二項の規 同 所得 は 法 地 第 同 税

3 略

〈法人の道府県民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例〉

の生じた事業

七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。次条において同じ。)後最初に開始する事業年度について法人税法第年度又は中間期間(法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をいう

とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。額の生じた事業年度又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日」項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該還付対象欠損金で法第五十三条第二十六項の規定を適用する場合における同条第二十七。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人につい

②事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。主十三条第二十七項の規定の適用については、同項中「後最初に終了すを終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産の確定の日である場合における当該還付対象欠損金額の生じた事業年五十三条第二十七項の規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残る事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。

(法人課税信託等の併合又は分割等)

第十五条の三 みなして、 くは新たな信託 該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る他の信託若し 下この項において「特定法人課税信託」という。)である場合には、 二条の二第四項に規定する法人課税信託をいう。 移転する信託をいう。 託 (信託の分割によりその信託財産の一)のうち法人税法第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託 法第1 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割信 一章第二節の規定を適用する。 (特定法人課税信託を除く。) 次項において同じ。)が法人課税信託 部を他の信託又は新たな信託に は、 以下この条において同 特定法人課税信託 (法第七十 议 当

とあるのは、「第一項に規定する六月経過日の前日」とする。 額の生じた事業年度又は中間期間後最初に開始する事業年度終了の日」項の規定の適用については、同項中「同項の法人の当該還付対象欠損金。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人につい。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人につい

る事業年度終了の日」とあるのは、「終了の日」とする。 まいて「被合併法人等」という。)の還付対象欠損金額の生じた事業年 を終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残 のまである場合における当該還付対象欠損金額の生じた事業年 は第五十三条第二十八項に規定する被合併法人等(次条及び第九条に 法第五十三条第二十八項に規定する被合併法人等(次条及び第九条に

2

(法人課税信託等の併合又は分割等)

第十五条の三 みなして、 くは新たな信託 該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る他の信託若 下この項において「特定法人課税信託」という。)である場合には、 じ。)のうち法人税法第二条第二十九号の二イ又はハに掲げる信託 二条の二第四項に規定する法人課税信託をいう。 移転する信託をいう。 託 (信託の分割によりその信託財産の一 法第一 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割 一章第二節の規定を適用する (法人課税信託 次項において同じ。)が法人課税信託 を除く。 部を他の信託又は新たな信託に は、 以下この条において同 特定法人課税信託 (法第七十 议 当

2 8 略

2 \ 8

略

(法第七十二条の二十三第三項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の八 法律の 護法の規定に基づく介護扶助のための介護 る生活保護法 場合を含む。 律 玉 の項において「支援法」という。 医療その他の支援給付に係る政令で定める給付又は医療、 第 玉 配 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 しくはサービスは、 のための介護 の介護(支援法第十四条第四項の規定によりその例によることとされ |の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の| !残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 偶者の自立の支援に関する法律 (平成十九年法律第百二十七号) 附則第四条第二項において準用する |項において準用する場合を含む。) 部を改正する法律)に基づく医療支援給付のための医療、 (昭和二十五年法律第百四十四号) 法第七十二条の二十三第三項第二号に規定する中国 (法第七十二条の二十三第三項第二号に規定する生活保 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 (平成十九年法律第百二十七号))の規定 (平成六年法律第三十号) に基づく医療支援給付のため (中国残留邦人等の円滑な帰 の規定に基づく介護扶 介護支援給付のた 部を改正する法 介護、 の規定 附則第四 (以下こ 助産若 |残留 中 0 条

る法律施行令(平成八年政令第十八号)第二十条に規定する出産支援給並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関すものに限る。)又は出産支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進をいう。次項において同じ。)に係る

(法第七十二条の二十三第三項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の八 法律の 護法の規定に基づく介護扶助のための介護及び改正前 る法律施行令 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す ものに限る。 定に基づく介護扶助のための介護をいう。 助のための介護 る生活保護法 めの介護 場合を含む。)に基づく医療支援給付のための医療、 律 国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一 の項において「支援法」という。 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 しくはサービスは、 医療その他の支援給付に係る政令で定める給付又は医療、 第二項において準用する場合を含む。) に基づく医療支援給付の 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 配偶者の自立の支援に関する法律 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 (平成十九年法律第百二十七号) 附則第四条第二項において準用する 部を改正する法律 (支援法第十四条第四項の規定によりその例によることとされ (平成八年政令第十八号) 第二十条に規定する出産支援給 (昭和二十五年法律第百四十四号) 又は出産支援給付 法第七十二条の二十三第三項第二号に規定する中 (法第七十二条の二十三第三項第二号に規定する生活 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰 (平成十九年法律第百二十七号))の規定 (平成六年法律第三十号) (中国残留邦人等の円滑な帰国 次項において同じ。) (中国残留邦人等の円滑な帰 の規定に基づく介護 介護支援給付の の生活保護法の規 部を改正する法 附則第 の規定 に係る (以下こ ため 助 国 0 産若 する |残留 促 兀 定 条

付をいう。 のための助産とする。

2 略

(法人課税信託等の併合又は分割

第三十五条の七の三 割に係る他の信託若しくは新たな信託)である場合には、 はハに掲げる信託 及び第四項において同じ。)のうち法人税法第二条第二十九号の二イ又 第七十二条の八十第一項ただし書に規定する法人課税信託をいう。 信託に移転する信託をいう。 分割信託 特定法人課税信託とみなして、 (信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな (以下この項において「特定法人課税信託」という。 当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る 次項において同じ。 法第二章第三節の規定を適用する。 (特定法人課税信託を除く。))が法人課税信託 次項 法 は

2 \ 4 略

(消費に相当する額の算定方法)

第三十五条の二十 る指標で政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。 法第七十二条の百十四第四項に規定する消費に関連す

省令で定める額をいう。 務省令で定めるものに限る。 五十三号) 道府県のサービス業対個人事業収入額 第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計 次項第一号及び第二号において同じ。 の最近に公表された結果に基づき総務 (統計法 (平成十九年法律第 (総

> 付をいう。 のための助産とする。

2 略

、法人課税信託等の併合又は分割

第三十五条の七の三)である場合には、 この条 割に係る他の信託若しくは新たな信託 はハに掲げる信託(以下この項において「特定法人課税信託」という。 第七十二条の八十第一項 信託に移転する信託をいう。 分割信託 特定法人課税信託とみなして、 (信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな において同じ。)のうち法人税法第二条第二十九号の二イ又 信託の併合に係る従前の信託又は信託 当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分 次項において同じ。 法第二章第三節の規定を適用する。 に規定する法人課税信託をいう。 (法人課税信託)が法人課税信託 を除く。 の分割に係る 以 下 法 は

略

2 \ 4

(消費に相当する額の算定方法)

第三十五条の二十 る指標で政令で定めるものは、 法第七十二条の百十四第四項に規定する消費に関連す 次に掲げる指標とする。

五十三号) 道府県のサービス業対個人事業収入額 第二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るもの (統計法 (平成十九年法律第

省令で定める額をいう。 次項第一号及び第二号において同じ。 の最近に公表された結果に基づき総務

略

略

(法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等)

第三十六条の八略

、次に掲げる不動産とする。
2 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める不動産は

一及び二略

十四条の三第一項に規定する里親支援センターの用に供する不動産第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター又は同法第四六条に規定する助産施設、同法第三十九条に規定する保育所、同法三社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等

第三十六条の十略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は

一〜五略

次に掲げる不動産とする。

六 業 第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、 育て援助活動支援事業、 童自立生活援助事業、 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条 乳児家庭全戸訪問事業、 時預かり事業、 放課後児童健全育成事業、 小規模住居型児童養育事業、 親子再統合支援事業、 養育支援訪問事業、 障害児相談支援事業、 地域子育て支援拠点事 社会的養護自立支援拠 子育て短期支援事業 病児保育事業、 子 児

2 略

(法第七十三条の四第一項第四号の三の政令で定める者等)

第三十六条の八略

2 法第七十三条の四第一項第四号の三に規定する政令で定める不動産は

一及び二 略

次に掲げる不動産とする。

第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センター・大条に規定する助産施設、同法第三十九条に規定する保育所又は同法三・社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十

の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等)

第三十六条の十略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は

一〜五略

次に掲げる不動産とする。

業 童自立生活援助事業、 育て援助活動支援事業 第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条 乳児家庭全戸訪問事業、 時預かり事業、 放課後児童健全育成事業、 小規模住居型児童養育事業、 養育支援訪問事業、 障害児相談支援事業、 地域子育て支援拠点事 子育て短期支援事業 病児保育事業、 児 子

援事業、 る事業、 者の更生相談に応ずる事業又は同項第六号若しくは第十二号に掲げる 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、 問支援事業 事業の用に供する不動産 ターを経営する事業、 点事業 手話通訳事業、 特定相談支援事業、 同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、 意見表明等支援事業, 児童育成支援拠点事業 介助犬訓練事業、 同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業 移動支援事業若しくは地域活動支援セン 妊産婦等生活援助事業、 聴導犬訓練事業若しくは身体障害 親子関係形成支援事業若しくは 同項第一 一号の三に掲げ 子育て世 般相談支 帯訪

(法人課税信託等の併合又は分割)

第四十七条の二 信託 他の信託若しくは新たな信託 場合には、 げる信託 項において同じ。 百九十四条第一項第五号に規定する法人課税信託をいう。 に移転する信託をいう。 人課税信託とみなして、 (信託の分割によりその信託財産の一部を他の信託又は新たな信託 (以下この項において「特定法人課税信託」という。) である 当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割)のうち法人税法第二条第二十九号の二イ又はハに掲 法第三章第一節の規定を適用する。 次項において同じ。 (特定法人課税信託を除く。) が法人課税信託 次項及び第四 は、 (法第二 特定法

2 4 略

(総所得金額の算定の特例)

援事業、 る事業、 児童の ターを経営する事業、 事業の用に供する不動産 者の更生相談に応ずる事業又は同項第六号若しくは第十二号に掲げる 手話通訳事業、 福 特定相談支援事業、 同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、 祉の増進について相談に応ずる事業、 介助犬訓練事業、 同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業 移動支援事業若しくは地域活動支援セン 聴導犬訓練事業若しくは身体障害 同項第二号の三に掲げ 般相談支 若しくは

(法人課税信託等の併合又は分割)

第四十七条の二 場合には、 信託 他の信託若しくは新たな信託 げる信託 百九十四条第一項第五号に規定する法人課税信託をいう。 に移転する信託をいう。 人課税信託とみなして、 において同じ。)のうち法人税法第二条第二十九号の二イ又はハに掲 (信託の分割によりその信託財産の一 (以下この項において「特定法人課税信託」 当該信託の併合に係る新たな信託又は当該信託の分割に係る 信託の併合に係る従前の信託又は信託の分割に係る分割 法第三章第一節の規定を適用する。 次項において同じ。 (法人課税信託 部を他の信託又は新たな信 が法人課税信託 を除く。 | という。) である 以下こ は、 (法第二 特定法 の条

2 ~ 4 略

(総所得金額の算定の特例)

第四十八条の五の二 方税法 第四十八条の五の二の規定により読み替えられた同法」として、 四項」と、 条第二項の規定によりその例によることとされる所得税法第三十五条第 項において適用する場合を含む。)」とあるのは 法第四十一条の十五の三第一 方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同 法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるのは 九十二条第 族」とあるのは 三号に規定する合計所得金額」 二条第一項第三十号 所得金額を算定する場合には、 第四項第三号中 昭 和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第十 「ついては、 項第九号に規定する扶養親族」と、 「地方税法 「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親 法第三百十三条第二項の規定により同条第一項 (定義) 同法」とあるのは「ついては、 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 項中 に規定する合計所得金額」とあるのは と 所得税法第三十五条第四項第一号中 「同条第四項 租税特別措置法第四十一条の三の十 (同法第百六十五条第 同項第四号中 一生計配偶者」と、 「地方税法第三百十三 地方税法施行令 「所得税 これ 第二百 の総 地 地地 第 同 5

(非居住者期間を有する所得割の納税義務者の課税標準の算定)

の規定の例によるものとする

第四十八条の五の三略

のは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第号中「第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額」とある百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一2 前項の規定により同項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第

第四十八条の五の二 方税法 二条第一項第三十号 の規定の例によるものとする 第四十八条の五の二の規定により読み替えられた同法」として、 四項」と、 条第二項の規定によりその例によることとされる所得税法第三十五条第 項において適用する場合を含む。 法第四十一条の十五の三第一項中 方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同 法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とあるの 九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、 族」とあるのは 第四項第三号 三号に規定する合計所得金額」 所得金額を算定する場合には、 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第二百九十二条第一項 「ついては、 中 「地方税法 「所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親 法第三百十三条第二項の規定により同条第 (定義) 同法」とあるのは (昭和二十五年法律第二百二十六号) に規定する合計所得金額」とあるの と、 所得税法第三十五条第四項第一)」とあるのは 「同条第四項 租税特別措置法第四十一条の三 「ついては、 (同法第百六十五条第 同項第四号中 一生計配偶者」 「地方税法第三百十三 地方税法施行令 号中 これ 「所得税 項 は は 第二百 の 三 第 0 地 地 第 同 総 ら

(非居住者期間を有する所得割の納税義務者の課税標準の算定

第四十八条の五の三略

2

のは「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第号中「第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額」とある百六十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項第一前項の規定により同項の総所得金額を算定する場合には、所得税法第

ے کر のは 行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた法第三十五 二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは 五の三第二項の規定により読み替えられた同法」 十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」 五条第一項において適用する場合を含む。)」とあるのは る扶養親族」とあるのは「地方税法 の三の十 条第四項」として、 ついては、 「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とある 項第十三号に規定する合計所得金額」と、 第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、 「地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者 同法第四十一条の十五の三第一項中 一第四項第三号中 同法」とあるのは「ついては、 これらの規定の例によるものとする。 「所得税法第二条第一項第三十四号に規定す (昭和二十五年法律第二百二十六号 地方税法施行令第四十八条の 「同条第四項 租税特別措置法第四十一条 _ 논 所得税法施行令第 (同法第百六十 同項第四号中 「同法第百六 「地方税法施

(法人の市町村民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例

3

略

3

略

に規定する中間期間をいう。)において生じたものを除く。次項におい「還付対象欠損金額」という。) (中間期間(法人税法第八十条第五項百二十一条の八第二十六項に規定する還付対象欠損金額(次項において第四十八条の十一の二十六 第八条の二十三の二第一項の規定は、法第三

後最初に終了する事業年度について法人税

て同じ。

の生じた事業年度

ے کر のは 条第四項」として、 行令第四十八条の五の三第二項の規定により読み替えられた法第三十五 二百五十八条第二項中「法第三十五条第四項」とあるのは 五の三第二項の規定により読み替えられた同法」 ついては、 十五条の規定により準ずることとされる同法第三十五条第四項」 五条第一項において適用する場合を含む。 る扶養親族」とあるのは「地方税法 の三の三第四項第三号 「所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者」とある 第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」と、 項第十三号に規定する合計所得金額」と、 「地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者 同法第四十一条の十五の三第一項中 同法」とあるのは「ついては、 これらの規定の例によるものとする 中「所得税法第二条第一項第三十四号に規定す (昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは 地方税法施行令第四十八条の 「同条第四項 租税特別措置法第四 と、 所得税法施行令 (同法第百六十 同項第四号中 「地方税法 「同法第百 十 一 条

(法人の市町村民税の控除対象還付対象欠損調整額の特例

「還付対象欠損金額」という。)

「電付対象欠損金額」という。)

「電子一条の八第二十六項に規定する還付対象欠損金額(次項において第四十八条の十一の二十六 第八条の二十三の二第一項の規定は、法第三

規定する中間期間をいう。)後最初に開始する事業年度について法人税の生じた事業年度又は中間期間(法人税法第八十条第五項に

限る。 ついて法第三百二十一条の八第二十六項の規定を適用する場合について 法第七十一条第一項)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に (同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に

法第七十一条第一項

(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に

2 略

準用する。

(法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等)

第四十九条の十二

2 る法律 は、 固定資産にあつては、 に供する固定資産を除く。)とする。 人が経営する児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設の用に供する 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める固定資産 次に掲げる固定資産(こどもの国協会の解散及び事業の承継に関す (昭和五十五年法律第九十一号)第一条第三項に規定する指定法 事務所その他の管理施設、 宿舎及び駐車施設の用

及び二 略

援センター又は同法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センタ 規定する保育所、 六条に規定する助産施設で総務省令で定めるもの、 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十 の用に供する固定資産 同法 第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支 同法第三十九条に

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

第四十九条の十五 略

> 限る。 準用する。 ついて法第三百二十一条の八第二十六項の規定を適用する場合について)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に

2 略

〈法第三百四十八条第二項第十号の三の政令で定める者等〉

第四十九条の十二

2 る法律 は、 に供する固定資産を除く。)とする。 固定資産にあつては、 人が経営する児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設の用に供する 法第三百四十八条第二項第十号の三に規定する政令で定める固定資産 次に掲げる固定資産(こどもの国協会の解散及び事業の承継に関す (昭和五十五年法律第九十一号)第一条第三項に規定する指定法 事務所その他の管理施設、 宿舎及び駐車施設の用

一及び二 略

規定する保育所又は同法第四十四条の二第 六条に規定する助産施設で総務省令で定めるもの、 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十 一項に規定する児童家庭支 同法第三十九条に

援センター

の用に供する固定資産

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

第四十九条の十五 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産

一~八略

は、

次に掲げる固定資産とする

九 活訓練等事業若しくは手話通訳事業若しくは同項第十二号に掲げる事 活動支援センターを経営する事業、 四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、 応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は同項第 談に応ずる事業若しくは同項第六号に掲げる知的障害者の更生相 若しくは特定相談支援事業、 第二号の三に掲げる事業、 支援事業若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、 業 的養護自立支援拠点事業、 病児保育事業、 放課後児童健全育成事業、 条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、 つては、 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者 養育支援訪問事業、 子育て世帯訪問支援事 総務省令で定めるものに限る。)が実施する社会福祉法第二 子育て援助活動支援事業、 地域子育て支援拠点事業、 同項第四号の二に掲げる一般相談支援事業 業 意見表明等支援事業 子育て短期支援事業、 同項第五号に掲げる身体障害者の更生相 児童育成支援拠点事業 同項第五号に掲げる身体障害者生 (同項第六号に掲げる者にあ 移動支援事業若しくは 親子再統合支援事業 障害児相談支援事業 乳児家庭全戸 妊産婦等生活援助 時預かり事業 親子関係形 訪問 同項 地域 談に 社会 事 成

(法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産)

業の用に供する固定資産

第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政 |

は、次に掲げる固定資産とする。
2 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産

一~八略

九 病児保育事業、 業、 放課後児童健全育成事業、 条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、 つては、 社会福祉法人又は前項各号に掲げる者 養育支援訪問事業、 総務省令で定めるものに限る。)が実施する社会福祉法第二 子育て援助活動支援事業 地域子育て支援拠点事業、 子育て短期支援事業、 (同項第六号に掲げる者にあ 障害児相談支援事業 乳児家庭全戸 時預かり 事業、 , 訪問事

業の用に供する固定資産 活動支援センターを経営する事業、 四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、 第二号の三に掲げる事業、 活訓練等事業若しくは手話通訳事業若しくは同項第十二号に掲げる事 応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの又は同項第 談に応ずる事業若しくは同項第六号に掲げる知的障害者の更生相 若しくは特定相談支援事業、 若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、 同項第四号の二に掲げる一 同項第五号に掲げる身体障害者の更生相 同項第五号に掲げる身体障害者生 移動支援事業若しくは 般相談支援事業 地域 談に 同 項

(法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産)

第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政

一〜三略

に掲げるもの以外のものとする。

(法第三百四十九条の三の二第一項の家屋及び土地)

第五十二条の十一略

2

略

建築物とし、同項に規定する地上階数は、当該建築物の階数(建築基準一号)第二条第九号の二イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした3 前項に規定する耐火建築物は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百

。)から地階(同令第一条第二号に規定する地階をいう。)の階数を控法施行令第二条第一項第八号に定めるところにより算定した階数をいう

除した階数とする。

令で定める。 二項の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省の用に供されている土地が同一の者によつて所有されていない場合の第4 専ら 人の居住の用に供する家屋又は第一項に規定する家屋の敷地

(法第五百八十六条第二項第十九号の住宅等)

用に供する住宅で政令で定めるものは、貸家の用に供する住宅(専ら人第五十四条の二十六 法第五百八十六条第二項第十九号に規定する貸家の

に掲げるもの以外のものとする。
産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次から第五号まで、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号

一〜三略

(法第三百四十九条の三の二第一項の家屋及び土地)

第五十二条の十一略

2 略

3 前項に規定する耐火建築物は、主要構造部

。)から地階(同令第一条第二号に規定する地階をいう。)の階数を控法施行令第二条第一項第八号に定めるところにより算定した階数をいう建築物とし、同項に規定する地上階数は、当該建築物の階数(建築基準

除した階数とする。

(法第五百八十六条第二項第十九号の住宅等)

用に供する住宅で政令で定めるものは、貸家の用に供する住宅(専ら人第五十四条の二十六 法第五百八十六条第二項第十九号に規定する貸家の

略

口

略

項までにおいて同じ。)で次に掲げる要件に該当するものとする。下この項及び第四項において「併用住宅」という。)をいう。以下第四の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋(以

一 次に掲げる住宅の区分に応じ、次に定める要件に該当する住宅であ

独立 れの各部分の床面積に算入するものとする。)が五十平方メート される部分があるときは、 るために独立的に区画された一の部分でその床面積 おいて れらに類する多数の人の居住の用に供する住宅 二百八十平方メートル以下である住宅 その人の居住の用に供する部分の床面積) ル以下であるもの る場合にあつては、 の用に供する部分の床面積とし、 つては、 を有する住宅)であること。 (当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものであ 区分所有に係る住宅以外の住宅 的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、 「共同住宅等」という。)にあつては、 当該独立的に区画された一の部分の床面積のうち人の居住 (以下この条において「基準住居部分」という。 三十五平方メートル)以上二百八十平方メー その部分の床面積を、これを共用すべき また、 床面積 (共同住宅、 共同住宅等に共同の用に供 が五十平方メートル以上 (併用住宅にあつては 人の居住の用に供 (以下第三項までに 寄宿舎その他 (併用住宅にあ それぞ

項までにおいて同じ。)で次に掲げる要件に該当するものとする。下本項 及び第四項において「併用住宅」という。)をいう。以下第四の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋(以

次に掲げる住宅の区分に応じ、次に定める要件に該当する住宅であ

ること、

おいて つては、 れらに類する多数の人の居住の用に供する住宅 その人の居住の用に供する部分の床面積) れの各部分の床面積に算入するものとする。)が五十平方メートル 独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、 される部分があるときは、その部分の床面積を、 るために独立的に区画された一の部分でその床面積 二百八十平方メートル以下である住宅 ル以下であるもの る場合にあつては、 の用に供する部分の床面積とし、 (当該独立的に区画された一の部分が貸家の用に供されるものであ を有する住宅)であること。 区分所有に係る住宅以外の住宅 「共同住宅等」という。)にあつては、 当該独立的に区画された一の部分の床面積のうち人の居住 (以下本条 三十五平方メートル)以上二百八十平方メー において「基準住居部分」という。 また、 床面積 (共同住宅、 共同住宅等に共同の用に供 が五十平方メートル以上 (併用住宅にあつては 人の居住の用に供 (以下第三項までに これを共用すべき 寄宿舎その他こ (併用住宅にあ それぞ

口略

略 略

2

3 は、 法第五百八十六条第二項第十九号に規定する土地で政令で定めるもの 次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする

略

欄に掲げる住宅の区分及び同表の中欄に掲げる当該住宅に係る居住部 面積の十倍の面積を超える場合には、 面積に対する割合をいう。 有に係る住宅にあつては基準部分に限る。)の床面積の当該住宅の床 分所有に係る住宅以外の共同住宅等にあつては基準住居部分、区分所 分の割合 前号の住宅以外の住宅の敷地の用に供されている土地 同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積 (人の居住の用に供する部分 以下この号において同じ。 当該十倍の面積とする。 (別荘部分を除くものとし、 (当 該 面積が当該住宅の床)の区分に応じ 次の表の上)に乗 区

じて得た面積に相当する土地

	口			
耐火構造とした住 特定主要構造部を	の二イに規定する準法第二条第九号	数をいう。) 五以に規定する地上階数(第五項		住宅
四分の三以上	二分の一以上四分の三未満	四分の一以上二分の一未満	略	居住部分の割合
- 0	〇 七 五	〇 · 五		率

3 は、 法第五百八十六条第二項第十九号に規定する土地で政令で定めるもの 次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める土地とする

略

じて得た面積に相当する土地 面積の十倍の面積を超える場合には、 面積に対する割合をいう。以下本号において同じ。 分の割合(人の居住の用に供する部分 欄に掲げる住宅の区分及び同表の中欄に掲げる当該住宅に係る居住部 有に係る住宅にあつては基準部分に限る。)の床面積の当該住宅の床 分所有に係る住宅以外の共同住宅等にあつては基準住居部分、区分所 前号の住宅以外の住宅の敷地の用に供されている土地 同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積 当該十倍の面積とする。 (別荘部分を除くものとし、 (当該面積が当該住宅の床)の区分に応じ 次の表の)に乗 区 上

	П			
耐火構造とした住を	造部とおする主要構	数をいう。)五以に規定する地上階数(第五項		住宅
四分の三以上	二分の一以上四分の三未満	四分の一以上二分の一未満	略	居住部分の割合
•	〇 七 五	〇 · 五		率

2 及 び 3 5 8 第五十四条の四十五 4及び5 五~七 兀 のは、次に掲げる土地の譲渡とする。 (法第六百二条第一項第一号の土地の譲渡等) 除く。 法第六百二条第一 イ に掲げる要件に該当するもの(前三号に掲げる譲渡に該当するものを のに限る。 敷地の用に供された一団の宅地(その面積が千平方メートル以上のも 住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものに限る。)の より新築した住宅 あること。 その他建築物の建築に関する法令に照らし、 土地の所有者等が自己の計算により新築した住宅又は請負の方法に 当該住宅の新築が、 略 略 宅 略 略 略)の全部又は一部の当該土地の所有者等による譲渡で、 項第一号ニに規定する土地の譲渡で政令で定めるも 略 (請負の方法により新築した住宅にあつては、 建築基準法 適法に行われたもので 当該 次 4 2 及 び 3 第五十四条の四十五 4及び5 5 8 五~七 のは、次に掲げる土地の譲渡とする。 兀 (法第六百二条第一項第一号の土地の譲渡等) 除く。) 法第六百二条第一 のに限る。 敷地の用に供された一団の宅地(その面積が千平方メートル以上のも 住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものに限る。)の より新築した住宅(請負の方法により新築した住宅にあつては、 イ に掲げる要件に該当するもの(前三号に掲げる譲渡に該当するものを あること。 その他建築物の建築に関する法令に照らし、 土地の所有者等が自己の計算により新築した住宅又は請負の方法に 略 当該住宅の新築が、 略 略 宅 略 略)の全部又は一部の当該土地の所有者等による譲渡で、 項第一号ニに規定する土地の譲渡で政令で定めるも 略 建築基準法 (昭和二 十五年法律第二 適法に行われたもので |百一号) 当該 次

(法第七百一条の三十四第三項第十号の三の児童福祉施設)

第五十六条の二十六の三 産施設、 規定する里親支援センターとする 同法第四十四条に規定する児童自立支援施設 発達支援センター、 第四十二条に規定する障害児入所施設、 規定する児童厚生施設、 母子生活支援施設、 する政令で定める児童福祉施設は、 項に規定する児童家庭支援センター 同法第三十七条に規定する乳児院、 同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設、 同法第三十九条に規定する保育所、 法第七百一条の三十四第三項第十号の三に規定 同法第四十一条に規定する児童養護施設、 児童福祉法第三十六条に規定する助 及び同法第四十四条の三第一項に 同法第四十三条に規定する児童 同法第三十八条に規定する 同法 第四十四条の二第 同法第四十条に 同法

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する

第五十六条の二十六の五 援事業、 事業、 掲げる事業、 若しくは第七号に掲げる事業、 第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、 する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、 子育て援助活動支援事業 点事業、 児童自立生活援助事業、 乳児家庭全戸訪問事業、 時預かり事業、 同項第一 一号に掲げる障害児通所支援事業、 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定 親子再統合支援事業 小規模住居型児童養育事業、 放課後児童健全育成事業、 同条第三項第一号若しくは第一号の二に 養育支援訪問事業、 社会的養護自立支援拠 地域子育て支援拠 社会福祉法第二条 病児保育事業、 障害児相談支援 子育て短期支 同項第六号

(法第七百一条の三十四第三項第十号の三の児童福祉施設)

第五十六条の二十六の三 産施設、 する政令で定める児童福祉施設は、 同法第四十四条に規定する児童自立支援施設及び同法第四 発達支援センター、 第四十二条に規定する障害児入所施設、 規定する児童厚生施設、 母子生活支援施設、 項に規定する児童家庭支援センターとする 同法第三十七条に規定する乳児院、 同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設 同法第三十九条に規定する保育所、 法第七百一条の三十四第三項第十号の三に規定 同法第四十一条に規定する児童養護施設 児童福祉法第三十六条に規定する助 同法第四十三条に規定する児童 同法第三十八条に規定する 同法第四十条に 十四条の二第 同法

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する

施設

第五十六条の二十六の五 援事業、 点事業、 子育て援助活動支援事業 事業、児童自立生活援助事業、 掲げる事業、 若しくは第七号に掲げる事業、 第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、 する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、 乳児家庭全戸訪問事業、 一時預かり事業、 同項第一 一号に掲げる障害児通所支援事業、 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定 小規模住居型児童養育事業、 放課後児童健全育成事業、 同条第三項第一号若しくは第一号の二に 養育支援訪問事業、 地域子育て支援拠 社会福祉法第二条 障害児相談支援 病児保育事業 子育て短期支 同項第六号

業又は同項第四号の二から第六号まで若しくは第八号から第十三号まで 老人デイサービス事業、 の福祉の増進について相談に応ずる事業、 支援事業 に掲げる事業の用に供する施設とする。 点事業 同項第三号に掲げる事業、 認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは複合型サービス福祉事 意見表明等支援事業、 児童育成支援拠点事業 老人短期入所事業、 同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業 妊産婦等生活援助事業、 親子関係形成支援事業若しくは児童 同項第二号の三に掲げる事業 小規模多機能型居宅介護事 子育て世 帯訪問

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度

第五十六条の八十八の二 略

3 略

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得を有する者(前年中に法第七百三条の五第一項に規定被保険者及び特定同一世帯所属者(法第七百三条の四第十項第一号に規でする場所のでは、四十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金

に掲げる事業の用に供する施設とする。

業又は同項第四号の二から第六号まで若しくは第八号から第十三号まで業、認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは複合型サービス福祉事老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、同項第三号に掲げる事業、同項第二号の三に掲げる事業を指げる事業の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業の

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条のハ十八の二 略

円とする。 2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、二十二万

3 略

(国民健康保険税の減額)

第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定でする総方の日世帯所属者(前年中に法第七百三条の四第十項第一号に規定する総所のの第十三万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金第五十六条の八十九 法第七百三条の五第一項に規定する政令で定める金

限り、 た金額) 算した金額) 当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加 属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、 者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同 号又は第四号の規定による減額を行う場合には、 0 該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同 0) という。 数の合計数 十万円を超える者に限る。 条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者 所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同 する者 未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に 1 世帯所属者の数の合計数に二十九万五千円を乗じて得た金額を加算し 項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。 合計数に五十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額 数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額) 以下この項において同じ。 年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百 とする。 (前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る が二以上の場合にあつては、 (以下この項及び次項第二号において に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同 をいい、 の数及び公的年金等に係る所得を有 給与所得を有する者を除く。 四十三万円に当該給与所得者等 四十三万円 「給与所得者等の 世帯所属者の数 (年齢六十五歳 四十三万円に (次項第三 (納税義務 世帯所 に当 数 0) を

とする。
とする。
とする。
とする
の五第一項に規定する
政令で定める
基準は、
次のとお

略

限り、 た金額) 算した金額) 当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加 属者のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、 者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定 号又は第四号の規定による減額を行う場合には、 の合計数に五十三万五千円を乗じて得た金額を加算した金額 該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同 の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額) という。 数の合計数 十万円を超える者に限る。 未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に 条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五 所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得につい する者 1 世帯所属者の数の合計数に二十九万円 . う。 項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。 年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 以下この項において同じ。 (前年中に法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額に係る とする。 が二以上の場合にあつては、 (以下この項及び次項第二号において に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同 をいい、 の数及び公的年金等に係る所得を有 給与所得を有する者を除く。 四十三万円に当該給与所得者等 を乗じて得た金額を加算し 四十三万円 「給与所得者等の 世帯所属者の数 四十三万円 同 (次項 (納税義務 世 第三 に当 て同 帯 を 0 所 百

とする。 とかの五第一項に規定する政令で定める基準は、次のとおり

2

略

口 合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること 数の合計数に五十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超 世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一 ら一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額) が二以上の場合にあつては、 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数 の合算額が四十三万円 えない世帯 数の合計数に二十九万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超 世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一 ら一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額) が二以上の場合にあつては、 の合算額が四十三万円 えない世帯 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額 (イ又は口に掲げる世帯を除く。) (イに掲げる世帯を除く。) (納税義務者並びにその世帯に属する国民 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健 四十三万円に当該給与所得者等の数か 四十三万円に当該給与所得者等の数か

十分の五

世帯所属者

0

に当該

三及び四

3 及 び 4

略

民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、 合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。 ハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国

民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に、

イから

減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国

ハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める割

イ

口

健

えない世帯 数の合計数に五十三万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超 世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数 の合算額が四十三万円 数の合計数に二十九万円 世帯に属する国民健康保険の被保険者の数と特定同一 ら一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額) が二以上の場合にあつては、 えない世帯 ら一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加算した金額) が二以上の場合にあつては、 康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数 の合算額が四十三万円 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額 法第七百三条の五第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額 (イに掲げる世帯を除く。) (イ又は口に掲げる世帯を除く。) (納税義務者並びにその世帯に属する国民 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健 四十三万円に当該給与所得者等の数 四十三万円に当該給与所得者等の数か を乗じて得た金額を加算した金額を超 十分の五 十分の二 世帯所属者 世帯所属者 に当該 に当該

三及び四

十分の二

世帯所属者の

に当該

3及び4 略

附 則

(令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別

徴収に関する特例を適用しない場合)

第四条の十 法附則第五条の十一第五項に規定する政令で定める規定は、

第四十八条の九の十五第五項の規定とする。

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

2 6 略

第五条の二の四

略

、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第十八項におい小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては7 当分の間、租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項に規定する中

がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、て準用する同条第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額

十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四

八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十

第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条

十六の六、

第八条の十七、

第八条の十九の三、

第八条の二十第一項及び

附

則

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の二の四

略

2 6

略

7 第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条 十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、 八条の十一の二十五の規定の適用については、 第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十 十八条の十一の二、 第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四 がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、 て準用する同条第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額 小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては 当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第十八項にお 当分の間、 租税特別措置法第四十二条の十二の五第二 第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、 第八条の二十第一項及び 第八条の十三、 第八条の十七、 |項に規定する中 第八条の

四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。 条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、 替えて適用される第八条の十九の三」と、 の十九の三」とあるのは えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中 条の十七」とあるのは て適用される第八条の十六の六」 六の六」とあるのは て適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十中「第八条の十 の十三」とあるのは は 同法第四十二条の十四第一 0) 項中 四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号又は 「若しくは第六十三条第一項」と、 「第八条の二十第一項」とあるのは 「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替え 「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替え 「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替 「附則第五条の二の四第七項の規定により読み 項」と、 と、 「又は第六十三条第一 第四十八条の十一の二中 第四十八条の十一の十三中 第四十八条の十一の二十二第 「附則第五条の二の四第七項 「附則第五条の二の 項」とあるの 第四十八 「第八条 「第八条 「第八

(法人の事業税の課税標準の特例

第六条の二略

- 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める収入金額とする。2 法附則第九条第八項に規定する政令で定める収入金額は、次の各号に
- 一 法附則第九条第八項第一号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に

それぞれ次に定める収入金額

イ 電気供給業を行う法人が法附則第九条第八項第一号に規定する他

四第七項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。 条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一 替えて適用される第八条の十九の三」と、 の十九の三」とあるのは えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中 条の十七」とあるのは て適用される第八条の十六の六」 六の六」とあるのは て適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十中「第八条の の十三」とあるのは は 同法第四十二条の十四第一項」と、 の四第十八項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号又は 項中 「若しくは第六十三条第一項」と、 「第八条の二十第一項」とあるのは 「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替え 「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替え 「附則第五条の二の四第七項の規定により読み替 「附則第五条の二の四第七項の規定により読 と、 「又は第六十三条第一 第四十八条の十 第四十八条の十一の二中 第四十八条の十一の二十二第 「附則第五条の二の四第七項 「附則第五条の二の 項 一の十三中 と、 項」とあるの 第四十八 「第八 「第八条 第 八

(法人の事業税の課税標準の特例

第六条の二略

- 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める収入金額とする。2 法附則第九条第八項に規定する政令で定める収入金額は、次の各号に
- る託送供給に係る料金として同号に規定する他の電気供給業を行う法電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定す一、法附則第九条第八項第一号に掲げる場合、電気供給業を行う法人が

場合 当該料金として支払うべき金額に相当する収入金額 二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給に係る料金を支払うの電気供給業を行う法人に対して電気事業法第十七条第一項又は第

へ 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課されない発 電事業等を行う者に対して電気事業法第十七条第一項に規定する託 送供給に係る料金に相当する額を支払い、かつ、当該者が法附則第 して当該料金(これに相当する額を支払い、かつ、当該者が法附則第 に相当する収入金額に対する事業税を課されない発

を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額これに相当する額を含む。)として同号に規定する一般送配電事業等つ法人が電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金(一の二 法附則第九条第八項第一号の二に掲げる場合 電気供給業を行

額に相当する収入金額 して同号に規定する一般送配電事業を行う法人に対して支払うべき金う法人が電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金との三 法附則第九条第八項第一号の三に掲げる場合 電気供給業を行

二及び三 略

3 \ 12 略

13 法附則第九条第二十四項に規定する政令で定める収入金額は、 電気供

給業を行う法人が電気事業法第二十八条の四十第 項第五号に掲げる業

務に係る対価として広域的運営推進機関に対して支払うべき金額として

総務省令で定める金額に相当する収入金額とする。

(法附則第十条第二項の区間等)

2 \ 4 略 第六条の十六

略

5 項に規定する旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者に代わつて引き続き同 法附則第十条第七項に規定する鉄道事業者で政令で定めるもの は 同

項に規定する旅客鉄道事業を経営しようとする者として総務省令で定め

るものとする。

6 法附則第十条第七項に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に

の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものであることについ

係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、

当該鉄道事業

て総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

宿舎の用に供する不動産

職員の福利及び厚生の用に供する不動産

三 他の者に貸し付ける不動産 (鉄道事業法第十三条第 項に規定する

第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。

二及び三 略

3 \ 12 略

(法附則第十条第二項の区間等)

2 \ 4 略

第六条の十六

略

四 私人のための専用側線の用に供する不動産

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

第七条 略

次に掲げる要件のいずれにも該当する貸家住宅とする。 法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、15 法附則第十一条第十一項及び同項の規定により読み替えて適用される

一略

構造部を耐火構造とした建築物、同条第九号の三イ 又は 当該貸家住宅が建築基準法第二条第九号の二イに規定する特定主要

口のいずれかに該当する建築物その他総務省令で定める建築物である

こと。

三及び四 略

16 5 22

略

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等

第七条 略

2 { 14 略

法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、15 法附則第十一条第十一項及び同項の規定により読み替えて適用される

次に掲げる要件のいずれにも該当する貸家住宅とする。

略

二 当該貸家住宅が主要構造部

ロのいずれかに該当する建築物その他総務省令で定める建築物である―――を耐火構造とした建築物、建築基準法第二条第九号の三イ又は

こと。

三及び四 略

16 ~ 22 略

いずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次の各号に掲げる要件の3 法附則第十一条第十三項に規定する低未利用土地のうち政令で定める

されたものとする。

五第二項第五号に規定する利用目的が同法第四十六条第二十六項に規画に記載された当該低未利用土地の都市再生特別措置法第百九条の十一法附則第十一条第十三項に規定する低未利用土地権利設定等促進計

に掲げる不動産以外の不動産とする。 | 23 | 法附則第十一条第十三項に規定する不動産で政令で定めるものは、次

一~四略

| 24|| 法附則第十一条第十七項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げ

一及び二 略

る不動産以外の不動産とする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二略

2 7 略

8 るのは する。 とあるのは 場合には、 準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用 「経過する日 第四十三条の十五の規定は、 この場合において、 「、車両又は設備」と、 同日)」と、 「国の行政機関の長又は法附則第十二条の二の七第一項第二 (当該経過する日が令和九年三月三十一日以後に到来する 同条第十三項ただし書中 第四十三条の十五第一項中 同条第四項中 法附則第十二条の二の七第二項において 「経過する日」とあるのは 「国の行政機関の長」 「又は設備」とあ

めのものであること。定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものの用に供するた

する権利設定等(相続又は遺贈による権利の移転を除く。)が行われた日前十年の期間内に都市再生特別措置法第八十一条第十五項に規定一 法附則第十一条第十三項に規定する者が当該低未利用土地を取得し

24 法附則第十一条第十四項に規定する不動産で政令で定めるものは、なかつたものであること。

次

に掲げる不動産以外の不動産とする。

| る不動産以外の不動産とする。| 25 法附則第十一条第十八項に規定する政令で定める不動産は、次に掲げ

一及び二 略

(軽油引取税の課税免除の特例

第十条の二の二略

2 7 略

8 るのは とあるのは 場合には、 する。この場合において、 準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用 「経過する日 第四十三条の十五の規定は、 「、車両又は設備」と、 同日)」と、 「国の行政機関の長又は法附則第十二条の二の七第一項第二 (当該経過する日が令和六年三月三十一日以後に到来する 同条第十三項ただし書中 第四十三条の十五第一項中 同条第四項中 法附則第十二条の二の七第二項において 「経過する日」とあるのは 「国の行政機関の長 「又は設備」 とあ

5 11 号に規定するオーストラリア軍隊」と読み替えるものとする。 略

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条

とする。 務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、 法附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業 次に掲げる倉庫 2

要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところによ り証明がされたもの 区域内において新設され、 る地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とす 又は増設された倉庫であつて、 次に掲げる

庫」という。 もの れかであること。 で定めるもの の項において「冷蔵倉庫」という。)又はその他の倉庫で総務省令 を保管する倉庫であつて穀物の貯蔵用の倉庫としての構造を有する 容器に入つていない粉状若しくは粒状の物品その他のばらの物品 (以下この号並びに次項第二号及び第三号において「貯蔵槽倉 (以下この項において「一般倉庫」という。) 総務省令で定める冷蔵品を保管する倉庫 (以下こ のいず

ロ及びハ

律第八十五号) 物資の流通の効率化に関する法律 第七条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載 (平成十七年

号に規定するオーストラリア軍隊」と読み替えるものとする。

9 { 11 略

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条

務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、 法附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業 次に掲げる倉庫

とする。

要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところによ り証明がされたもの 区域内において新設され、 る地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区の 関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とす 又は増設された倉庫であつて、 次に掲げる

もの を保管する倉庫であつて穀物の貯蔵用の倉庫としての構造を有する 容器に入つていない粉状若しくは粒状の物品その他のばらの (以下この項 において「貯蔵槽倉 物品

庫」という。)、総務省令で定める冷蔵品を保管する倉庫 で定めるもの の項において「冷蔵倉庫」という。)又はその他の倉庫で総務省令 れかであること。 (以下この項において「一般倉庫」という。) のいず (以下こ

及びハ

律第八十五号)第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成十七年法

のであること。

一された同法第四条第三号に規定する特定流通業務施設に該当するも

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであるこ

ک

(1) (3) 略

④ 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 及び(ii) 略

(5)

略

冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること

| (1) | 及び(2) | 略

③ 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているもので

あること。

(4) 略

ト 一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること

(1) 略

0

② 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているもので

のだっかに。

のであること。

ホ 貯蔵槽倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであるこ

کے

(1) (3) 略

(4) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i) 貨物自動車運送事業法第二条第一項に規定する貨物自動車

「事務所等」という。)が併設されていること。

送事業の用に供する事務所及び駐車施設

(以下この号において

運

(ii) 及び(iii) 略

(5) 能 能 :

へ 冷蔵倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること

(1) 及び(2) 略

③ 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

i 事務所等が併設されていること。

Ⅲ 次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているもの

であること。

(1) 略 1

一般倉庫にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること

(4)

略

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

あること。

(3)

略

務省令で定めるところにより証明がされたものとする。 令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総3 法附則第十五条第一項第二号に規定する倉庫に附属する機械設備で政

一及び二略

び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものは、前項第三号4 法附則第十五条第一項第二号に規定する機械設備のうち物資の搬入及

5 24 略

に掲げる機械設備とする。

であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち25 法附則第十五条第二十項及び第四十三項に規定する国際拠点港湾で政

(i) 事務所等が併設されていること。

次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているも

であること。

(3)

略

令で定めるものは、次のいずれかに該当するものであることについて総3 法附則第十五条第一項第二号に規定する倉庫に附属する機械設備で政

務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一及び二略

4 5 23 略

であることその他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上令で定めるものは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾で政24 法附則第十五条第二十項及び第四十四項に規定する国際拠点港湾で政

が指定するものとする。

26 ~ 30 略

用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする31 法附則第十五条第二十四項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の

一第二十九項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停

の転落を防止するための設備及び停車場設備二年九項第二号に掲げる事業により取得したプラットホ車場設備

ていないことについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの地を含む。)が総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供され地のうち、当該土地(当該土地と一体として管理又は使用されている土壌に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土法附則第十五条第三十二項に規定する土地で政令で定めるものは、同

36

受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。 るものは、同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が有料で借り37 法附則第十五条第三十三項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

とする。

38 法附則第十五条第三十四項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

が指定するものとする。

25 5 29 略

用に供する償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる償却資産とする30 法附則第十五条第二十四項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の

第二十八項第一号に掲げる事業により取得したエレベーター及び停

車場設備

ームから

の転落を防止するための設備及び停車場設備 第二十八項第二号に掲げる事業により取得したプラットホームか

6

31 5 34

、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする35 法附則第十五条第三十二項に規定する固定資産で政令で定めるものは

0

36 法附則第十五条第三十三項に規定する土地で政令で定めるものは、同36 法附則第十五条第三十三項に規定する未地に当該土地と一体として管理又は使用されている土地のうち、当該土地(当該土地と一体として管理又は使用されている土地を含む。)が総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供されている方、当該土地(当該土地と一体として管理又は使用されている土地のうち、当該土地(当該土地と一体として管理又は使用されている土地のうち、当該土地(当該土地と一体として管理と対象地の共立、同36 法附則第十五条第三十三項に規定する土地で政令で定めるものは、同36 法附則第十五条第三十三項に規定する土地で政令で定めるものは、同36 法附則第十五条第三十三項に規定する土地で政令で定めるものは、同

受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。 るものは、同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が有料で借り37 法附則第十五条第三十四項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

38 法附則第十五条第三十五項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

もの以外のものとする。 もの以外のものとする。 もの以外のものとする。 もの以外のものとする。 もの以外のものとする。 もの以外のものとする。 もの以外のものとする。 もの以外のものとする。 もの以外のものとする。

39 法附則第十五条第三十五項に規定する政令で定める法人は、次に掲げ

一~五 略

る法人とする。

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。40 法附則第十五条第三十五項に規定する資金で政令で定めるものは、次

一~四略

41 十万円以上のものとする。 もつて取引の単位とされるものにあつては、 令で定めるものを除く。)のうち、 する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省 小企業者の共同利用に供する機械及び装置 同 (総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。 .利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、 法附則第十五条第三十五項に規定する農林漁業者又は中小企業者の共 一台又は (農林漁業者の共同利用に供 基 組又は (通常一 農林漁業者又は中 式 組又は の取得価 が三百三 一式を 額

> もの以外のものとする。 五条第三十五項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けた 権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。 トル未満である場合を除く。)には、 る割合が四分の一未満である場合(当該事業区域の面積が五百平方メー 権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対 別措置法 供する土地及び償却資産 るものは、 (平成三十年法律第四十九号) 第十九条第一 同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特 当該使用権設定土地及び当該使用 のうち、 項に規定する使用 法附則第十 用に

39 法附則第十五条第三十六項に規定する政令で定める法人は、次に掲げ

一 〜 五 略

る法人とする。

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。40 法附則第十五条第三十六項に規定する資金で政令で定めるものは、

~ 四 略

41 十万円以上のものとする。 もつて取引の単位とされるものにあつては、 令で定めるものを除く。) する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省 小企業者の共同利用に供する機械及び装置 司 (総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。 利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、 法附則第十五条第三十六項に規定する農林漁業者又は中小企業者 のうち、 一台又は (農林漁業者の共同利用に供 基 組又は (通常一 農林漁業者又は 式 組又は 0 取得価質 が三百三 一式を の共 中 額

次

一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。)とする。組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の十第一項第22 法附則第十五条第三十六項に規定する政令で定める法人は、農業協同

該各号に定めるものとする。は、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当は、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当43 法附則第十五条第三十六項に規定する機械装置等で政令で定めるもの

一~四略

で総務省令で定めるものとする。 、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産4 法附則第十五条第三十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは

う。)の合計額が二億円以下のものとする。
、その取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をい
45 法附則第十五条第三十九項に規定する償却資産で政令で定めるものは

めるものとする。 等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定47 法附則第十五条第四十四項に規定する先端設備等に該当する機械装置

一~四略

48 法附則第十五条第四十四項に規定する中小事業者等が同項に規定する

一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。)とする。組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の十第一項第2 法附則第十五条第三十七項に規定する政令で定める法人は、農業協同

該各号に定めるものとする。 は、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当43 法附則第十五条第三十七項に規定する機械装置等で政令で定めるもの

、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産4 法附則第十五条第三十九項に規定する固定資産で政令で定めるものは

で総務省令で定めるものとする

、その取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をい45 法附則第十五条第四十項 に規定する償却資産で政令で定めるものは

う。

の合計額が二億円以下のものとする。

めるものとする。 等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定47 法附則第十五条第四十五項に規定する先端設備等に該当する機械装置

一~四略

48 法附則第十五条第四十五項に規定する中小事業者等が同項に規定する

等をいう。)を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければな受ける場合には、当該機械装置等の価格等(同条第一項に規定する価格受ける場合には、当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定め条第四十四項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定め機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)について同

49 支給額 方針 五以上とする旨のものに限る。 控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合を百分の一・ から当該提出した日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等 は当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額 する事業年度 る雇用者給与等支給額をいう。 る事項として政令で定めるものは、 項の規定により同項に規定する先端設備等導入計画を提出した日の属 法附則第十五条第四十四 (中小企業等経営強化法 (以下この項において (令和五年四月一日以後に開始する事業年度に限る。 |項に規定する雇用者給与等支給額の増加に係 「比較雇用者給与等支給額」 (平成十一年法律第十八号))とする。 以下この項において同じ。 雇用者給与等支給額 (同項に規定す 第五十二条第 という。)の引上げ) 又 を Ó 49

に掲げるものとする。 50 法附則第十五条第四十五項に規定する土地で政令で定めるものは、次

一 略

車するため必要な土地として総務省令で定めるもの電気自動車」という。)が次項に規定する設備による充電に際して駐二 法附則第十五条第四十五項に規定する電気自動車(次項において「

らない。 等をいう。 受ける場合には、 る書類を市町村長 条第四十五項の規定の適用を受けようとする場合には、 機械装置等 (以下この項において を決定する総務大臣又は道府県知事) 当該機械装置等の価格等 (当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の 「機械装置等」という。 (同条第 に提出しなけ 項に規定する価格 総務省令で定め について同 れば 適用 な

支給額 方針 五以上とする旨のものに限る。 控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合を百分の一・ から当該提出した日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等 は当該提出した日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給 する事業年度 る雇用者給与等支給額をいう。 る事項として政令で定めるものは、 項の規定により同項に規定する先端設備等導入計画を提出した日 法附則第十五条第四十五項に規定する雇用者給与等支給 (中小企業等経営強化法 (以下この項において (令和五年四月一日以後に開始する事業年度に限る。 (平成十一年法律第十八号) 「比較雇用者給与等支給額」 以下この項において同じ。 とする。 雇用者給与等支給額 (同項に規定 という。 第五十二条第 額 の引上げ 0 増 加 ン 又 :の属 に を \mathcal{O} 係

50 法附則第十五条第四十六項に規定する土地で政令で定めるものは、次

に掲げるものとする。

一略

車するため必要な土地として総務省令で定めるもの電気自動車」という。)が次項に規定する設備による充電に際して駐二 法附則第十五条第四十六項に規定する電気自動車(次項において「

51 号) 度の当初予算により交付される補助金を受けて取得されたもので総務省 は同日前に令和四年度の一般会計補正予算 化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律 法附則 電気自動 附則第 第十 車の充電のために必要な設備であつて、 一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得されたもの又 五条第四十五項に規定する償却資産で政令で定めるものは (第2号) (令和五年法律第十八 地域公共交通の活性 若しくは令和五年

号)

化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

(令和五年法律第十八 地域公共交通の活性

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得されたもの又

電気自動車の充電のために必要な設備であつて、

法附則第十五条第四十六項に規定する償却資産で政令で定めるものは

51

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲

令で定めるものとする。

第十二条 略

2 \ 11 略

12 のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする ある貸家住宅で政令で定めるものは、 法附則第十五条の八第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で サービス付き高齢者向け貸家住宅

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

当該サービス付き高齢者向け貸家住宅が建築基準法第二

一条第九号

イ

九号の三イ イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物、 又は口のいずれかに該当する建築物その他 同条第

ロ及びハ 略

総務省令で定める建築物であること。

略

(固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲

令で定めるものとする。

度の当初予算により交付される補助金を受けて取得されたもので総務省

は同日前に令和四年度の一般会計補正予算

(第2号)

若しくは令和五

第十二条 略

2 \ 11 略

12 ある貸家住宅で政令で定めるものは、 うち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 法附則第十五条の八第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で サービス付き高齢者向け貸家住宅

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

1 当該サービス付き高齢者向け貸家住宅が主要構造 部

を耐火構造とした建築物、 建築基

準法第 総務省令で定める建築物であること。 二条第九号の三イ又は口のいずれかに該当する建築物その他

ロ及びハ

略

略

(市街化区域農地に係る徴収猶予の特例を適用しない農地)

第十四条の四 農地 ものとする。 は、農地法第二十条第一 (以下この条において「賃借農地」という。) のうち、次に掲げる 法附則第二十九条の四第一項に規定する政令で定める農地 項に規定する借賃等を支払うこととなつている

<u>\{</u>

(市街化区域農地に係る徴収猶予の特例を適用しない農地)

第十四条の四 農地 ものとする。 は、農地法第二十条第一項に規定する借賃等を支払うこととなつている (以下この条において「賃借農地」という。) のうち、 法附則第二十九条の四第一項に規定する政令で定める農地 次に掲げる

略

四 項の表の市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度の項 第十九条の三第三項において準用する同条第 に係る部分に限る。 令和二年度分の固定資産税について地方税法等の (令和三年法律第七号) の適用があつたもの 第一条の規定による改正前の地方税法 項ただし書の 部を改正 規定 立する法 附則 (同

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

第十五条 数があるときは、 の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端 二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条 条の三、第十九条の四、 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九 その端数を切り捨てるものとする 第二十一条、第二十一条の二、 第二十五条、 第

一 <u>~</u> 五 略

六 法附則第十八条第一項に規定する当該年度分の固定資産税の課税標

準となるべき価格に、

百分の五

一 5 五 略

数があるときは、

その端数を切り捨てるものとする

準となるべき価格に、 度分の固定資産税にあつては、 規定する商業地等をいう。 法附則第十八条第一項に規定する当該年度分の固定資産税の課 百分の五 第十四号において同じ。 百分の二・五)を乗じて得た額 (商業地等 (法附則第十七条第四号に に係る令和四年 税標

第十五条 の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端 二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条 条の三、第十九条の四、 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、 第二十一条、第二十一条の二、

第二十五条、

第

第十九

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

を乗じて得た額

七~九 略

+ む 産税の課税標準となるべき額 法附則第十九条の三第一項 の規定により算定した市街化区域農地に係る固定資 (同条第三項において準用する場合を含

十一~十三

十四四 法附則第二十五条第一項に規定する当該年度分の都市計画 |税 の課

税標準となるべき価格に、

百分の五

を乗じて得た額

十五~二十

」という。 第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。 市 市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都 地を除く。 用を受ける市街化区域農地 度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適 れた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で令和六年度から令和八 おいて特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、 計画税については、 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら 以外の農地に該当するもの のうち、 当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日に 当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定 (以下この条において (次項の規定の適用を受ける農 「特定市街化区域農地 法附則 年

3 項において 期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの(以下この れた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で合和六年度に係る賦課 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら 「令和六年度一般農地等」という。)、 同条第六項第三号に

> 七~九 略

十 む。 産税の課税標準となるべき額 法附則第十九条の三第一項)又は第四項の規定により算定した市街化区域農地に係る固定資 (同条第三項において準用する場合を含

十一~十三

十四四 税標準となるべき価格に、 法附則第二十五条第一項に規定する当該年度分の都市計画 百分の五 (商業地等に係る令和四年度分 税 の課

 \mathcal{O}

都市計画税にあつては 百分の二・五)を乗じて得た額

十五~二十

2 」という。)以外の農地に該当するもの 第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。 おいて特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、 市計画税については、 市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都 地を除く。 用を受ける市街化区域農地 度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適 れた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で令和三年度から令和五 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら のうち、 当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日に 当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定 (以下この条において (次項の規定の適用を受ける農 「特定市街化区域農地 法附則 年

項において 期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの れた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で令和三年度に係る賦課 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら 「令和三年度一般農地等」という。)、 同条第六項第三号に (以下この

3

度分の なして、 係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみ 等にあつては令和七年度分、 る令和六年 賦 和七年度 号におい 類似土地 0 課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの 外の農地に該当するもの 掲げる農地で令和七年度に係る賦課期日において特定市街化区域 つては令和七年度に係る賦課期日 という。 課期日」という。 項において 固定資産税又は都市計画税については、 7 法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する (法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。 同じ。)又は同条第六項第四号に掲げる農地で令和八年度に係る賦 度 般農地等にあつては令和六年度、 「令和八年度一般農地等」という。)のうち、 般農地等にあつては令和六年度分、 が令和六年度一般農地等にあつては令和五年度、 において特定市街化区域農地に該当したものに係 (以下この項において 令和八年度 (以下この項において「前年度に係 般農地等にあつては令和八年 令和八年度 当該類似土地が前年度に 「令和七年度 令和七. 年 般農地等にあ 当該農地 度 次項 般農地等 (以下こ 農地 般 農地 第二 令 以 る

4 規定の おいて、 するときは、 当該特定市 各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、 法附則第十九条の三、 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について 適用がなかつたものとみなして令和六年度から令和八年度まで 第 街 一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第1 当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日に 化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当 第十九条の四、 第二十七条又は第二 一十七条の二の 一項の規定 0 0

> なして、 等にあつては令和四年度分、 外の農地に該当するもの 係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみ 度分の固定資産税又は都市計画税については、 る令和三年度 賦 つては令和四年度に係る賦課期日 和四年度 号において同じ。 類似土地 の項において 課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの 掲げる農地で令和四 という。)又は同条第六項第四号に掲げる農地で令和五年度に係る賦 、課期日」という。 法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する (法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。 般農地等にあつては令和三年度 「令和五年度一般農地等」という。 般農地等にあつては令和三 が令和三年度一般農地等にあつては令和一 年度に係る賦課期日において において特定市街化区域農地に該当したものに係 (以下この項において 令和五年度 (以下この項において「前年度に係 一年度分、 般農地等にあつては令和 令和五年度 当該類似土地が前年度に 「令和四年度)のうち、 特定市街 令和四 化区 般農地等にあ 当該農地 度 次項 域 年 般 度、 (以下こ 農 農 般 地等 五年 第二 地 る 令 地 以

おいて、 するときは、 当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当 各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、 規定の適用がなかつたものとみなして令和 法附則第十九条の三、 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地につ 第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定 当該特定市街化区域農地が、 第十九条の四、 第二十七条又は第二 当該各年度に係る賦課期 三年度から令和五年度まで 一十七条の二の 育に いて 0

4

以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市

略

を適用して算定するものとする

課期日において特定市街化区域農地に該当したもの に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和七年度に係る賦 特定市街化区域農地でその類似土地が令和六年度に係る賦課期日において特定 市街化区域農地でその類似土地が令和六年度に係る賦課期日において特定 に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和六年度に係る賦課期日において特定 に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和六年度に係る賦課期日において特定

市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。
一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びに同項の
附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第
5 令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税について、法

(法附則第三十三条第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八略

2~5 略

工業経営改善等臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第二条第一項に6 法附則第三十三条第五項に規定する政令で定める施設は、特定農産加

を適用して算定するものとする。以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市

略

課期日において特定市街化区域農地に該当したもの に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和四年度に係る賦 特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度に係る賦課期日において特定 に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度に係る賦課期日において特定 に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度に係る賦課期日において特定 に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度に係る賦課期日において特定 に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度に係る賦課期日において特定

市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。
一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びに同項の所則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第5 令和三年度から令和五年度までの各年度分の都市計画税について、法

第十六条の二の八略

(法附則第三十三条第一

項の特定民間観光関連施設等)

2 5 略

工業経営改善臨時措置法 (平成元年法律第六十五号)第二条第一項に6 法附則第三十三条第五項に規定する政令で定める施設は、特定農産加

する。 規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものと

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

の特例

第十八条 年にお おいて る 一 めるところにより控除する。 損失の金額があるときは、 金額の合計額とする。 条から附則第十八条の六までにおいて同じ。) 措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第八項、 雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定 以下この項及び第五項並びに附則第十八条の六第八項及び第二十五項に 規定する一般株式等に係る譲渡所得等の基因となる同条第二項に規定す 所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、 一第七項並びに第二十六条の二十八の三第六項の規定を除く。 般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、 般株式等の租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する譲渡 「一般株式等の譲渡」 て、 法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡 次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、 この場合において、 当該損失の金額は、 という。)による事業所得、 これらの金額の計算上生じた 譲渡所得の金額及び雑所得 当該損失の金額が生じた の例により計算した当該 第二十五条の十二の 当該各号に定 譲渡所得及び (租税特別 以下この 同 項に 0

する。 規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるもの

のと

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税

の特例)

めるところにより控除する。 年において、 損失の金額があるときは、当該損失の金額は、 金額の合計額とする。 条から附則第十八条の六までにおいて同じ。 二第七項並びに第二十六条の二十八の三第六項の規定を除く。 措置法施行令第二十五条の十二第七項及び第八項、 雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定 おいて「一般株式等の譲渡」 以下この項及び第五項 般株式等の譲渡に係る事業所得の金額 次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ、 この場合において、 という。) による事業所得、 これらの金額の計算上生じた 譲渡所得の金額及び雑所得 当該損失の金額が生じた の例により計算した当該 第二十五条の十二の 当該各号に定 譲渡 (租税特別 以下この 所得 及び

一~三略

2 \ 8

略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

得等の課税の特例

第十八条の六

略

2 6 略

8 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、特定株式の譲渡をした年中

の一般株式等

に係る第六項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。じた損失の金額のうち、それぞれその所得の基因となる特定株式の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額の当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額の計算上生じた。 が計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた が計算した当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた

9

特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者

が、

該当しないものの譲渡

(法附則第三十五条の二の三第

一項に規定する譲

得をした当該特定株式又は当該特定株式と同

|該払込みにより取得をした特定株式、

払込み以外の方法により取

が、

9

特定株式を払込みにより取得をした道府県民税の所得割の納税義務者

一銘柄の株式で特定株式に

〈特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所

第十八条の六略

得等の課税の特例

2 6 略

の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の譲7 法附則第三十五条の三第六項に規定する控除することができない部分

年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る同項 に規定す渡を した

る 一

般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の

金額のうち

8 う。 に係る第六項各号に掲げる金額の合計額に達するまでの金額をいう。 じた損失の金額のうち、 た損失の金額又は当該一 損失の金額、 り計算した当該 雑所得について、 0 特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、 般株式等 第二十五項において同じ。 当該一 (法附則第三十五条の) 所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によ 般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上生じた 般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じ それぞれその所得の基因となる特定株式の譲 般株式等の譲渡に係る雑所得の金額の計 の譲渡による事業所得、 二第一 一項に規定する一 特定株式の譲渡をした年中 般株式等をい 譲渡所得又は 算上 生

得をした当該特定株式又は当該特定株式と同

当該払込みにより取得をした特定株式、

払込み以外の方法により取

銘柄の株式で特定株式に

式が当該払込みにより取得をした当該特定株式に該当するものとみなし た当該特定株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株 銘柄株式のうち当該譲渡の時の直前における当該払込みにより取得をし 同一銘柄株式」という。)の譲渡については、 株数がある場合に限る。)には、これらの株式 得割の納税義務者に当該払込みにより取得をした特定株式に係る特定残 同じ。)をした場合 渡をいう。 適用する。 第 一項から第十七項までの規定その他の道府県民税に関する規定を 以下この 項 (当該譲渡の時の直前において当該道府県民税の所 第十二項 第二十六項及び第二 当該譲渡をした当該同 (以下この条において「 一十九項にお いて

25 35 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定によ人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法

得割 適用する。 て、 式が当該払込みにより取得をした当該特定株式に該当するものとみなし た当該特定株式に係る特定残株数に達するまでの部分に相当する数の株 銘柄株式のうち当該譲渡の時の直前における当該払込みにより取得をし 同一銘柄株式」という。)の譲渡については、 株数がある場合に限る。)には、これらの株式 第一項から第十七項までの規定その他の道府県民税に関する規定を 0 納税義務者に当該払込みにより取得をした特定株式に係る特定残 をした場合 (当該譲渡の時の直前において当該道府県民税の 当該譲渡をした当該同 (以下この条において「 所

分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、特定株式の24 法附則第三十五条の三第十六項に規定する控除することができない部

譲渡を

うち、特定譲渡損失の金額の合計額に達するまでの金額とする。定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額のた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る同項

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例

25 \(\)
35

略

等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定によ人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備第二十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法

第 四条の四十五第 第一号に係る部分に限る。 十三第 第四十九条の十二第一 ないものについては公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項 より存続する一般財団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしてい V 分に限る。 分に限る。 第一号に係る部分に限る。 ものについては公益社団法人とみなし、 存続する一般社団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしていな <u>_</u> 一項 項 〈及び第一 (第二号に係る部分に限る。)、第四十九条の十五第一項 の規定を適用する。 第三十六条の十第一項 項 一十三項並びに第十一 (第二号に係る部分に限る。) 項 (第一号に係る部分に限る。 第五十一条の十六の三第二項及び第五 第三十六条の九第一項 (第一号に係る部分に限る。 条の二第一 同法第四十条第一項の規定に 項 並びに附則第十一条 (第二号に係る部 (第 第四十九条の 一号に係る部 +

2 略

東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例

第二十七条の三略

> 第二十 四条の四十五第一 り存続する一般社団法人であつて同法第百六条第一項の登記をし 第一号に係る部分に限る。)、 十三第一項 第四十九条の十二第一 分に限る。)、 第一号に係る部分に限る。 ないものについては公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項 より存続する一般財団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしてい 1 分に限る。 ものについては公益社団法人とみなし、 項及び第一 (第二号に係る部分に限る。)、第四十九条の十五第 の規定を適用する。 第三十六条の十第一項 項 |十二項並びに第十一条の二第| (第二号に係る部分に限る。 項 (第一号に係る部分に限る。)、第三十六条の九第一項 第五十一条の十六の三第二 (第一号に係る部分に限る。 同法第四十条第一 項 並びに附則第十一条 (第 (第二号に係る部 一項及び第五 第四十九条の 一号に係る部 項の規定に していな 一項

2 略

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例

第二十七条の三略

2 る場合 人又は法人が、 期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、 条の二第二項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日であ 項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則 別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同 法附則第四十四条の三第二項に規定する政令で定める場合は、 (同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの 総務省令で定めるところにより、 当該事業につき東日 当該事業を行う個 第三十四 租 税 本 特

の臨時 村長の承認を受けた場合(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町 大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第一項に 、特例に関する法律施行令 の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とする。 (平成二十三年政令第百十二号) 第十四

3 及び 略

条第

項

5

る場合 受けた場合を含む。)とする 0 村長の承認を受けた場合(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町 期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、 条の二第五項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日であ 項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四 別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同 大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第四項に 人又は法人が、 臨時特例に関する法律施行令第十四条第 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める場合は、 同 項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの 総務省令で定めるところにより、 項 当該事業につき東日本 の税務署長の承認を 当該事業を行う個 租 税特

> 条の二第 の臨時特例に関する法律施行令 村長の承認を受けた場合(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市 大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第一項に 一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。)とする。 (平成二十三年政令第百十二号) 律

3 及 び 4 略

5

る場合 受けた場合を含む。)とする の臨時特例に関する法律施行令第十四条の二第 村長の承認を受けた場合(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 規定する開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市 大震災による被害により同月三十一日までに附則第十七条の二第四 期間その延長が認められる場合を除く。)であつて、 条の二第五項に規定する期間の末日が平成二十三年十二月三十一日であ 項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十 別措置法第三十一条の二第二項第十三号若しくは第十四号の造成又は同 人又は法人が、 法附則第四十四条の三第四項に規定する政令で定める場合は、 (同項の規定の適用により同項に規定する政令で定める日までの 総務省令で定めるところにより、 一項の税務署長の承認を 当該事業につき東日本 当該事業を行う個 租 頃に 税

6

略